

鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例
等の一部改正について

次のように改める。

令和 7 年 8 月 2 7 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
(鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第 1 条 鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年鹿沼市条例
第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項中「第 1 5 条の 3 第 1 項」を「第 1 5 条の 4 第 1 項」に改める。

第 1 5 条の 4 を第 1 5 条の 5 とする。

第 1 5 条の 3 第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」
を「請求等」に改め、同条を第 1 5 条の 4 とし、第 1 5 条の 2 の次に次の 1 条を
加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 1 5 条の 3 任命権者は、鹿沼市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年鹿
沼市条例第 5 号）第 2 4 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定に
よる申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次
に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出
生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に
係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 鹿沼市職員の育児休業等に関する条例第 2 4 条第 1 項の規定による申出
に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して
当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と
家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の

意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（鹿沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 鹿沼市職員の育児休業等に関する条例（平成4年鹿沼市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第20条第2号中「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第21条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、休暇等条例第6条第4項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりににおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第21条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第21条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間)

第 21 条の 3 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第 21 条の 4 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77 時間 30 分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間

(育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情)

第 21 条の 5 育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（以下「第 3 項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第 22 条中「部分休業」を「育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業」に改める。

第 23 条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第 23 条 育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

(鹿沼市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 鹿沼市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 45 年鹿沼市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項第 1 号中「部分休業」を「第 1 号部分休業又は同条例第 21 条の 2 に規定する第 2 号部分休業」に改める。

(鹿沼市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 4 条 鹿沼市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 42 年鹿沼市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項第 1 号中「部分休業」を「第 1 号部分休業又は同条例第 2 1 条の 2 に規定する第 2 号部分休業」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第 1 条の規定による改正後の鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第 1 5 条の 3 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内において、施行日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第 2 条の規定による改正後の鹿沼市職員の育児休業等に関する条例第 2 1 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「7 7 時間 3 0 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」と、同条第 2 号中「1 0」とあるのは「5」とする。

(鹿沼市職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

- 4 鹿沼市職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年鹿沼市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する

附則第 1 0 条及び附則第 1 4 条第 1 項中「附則第 9 条第 3 項」を「附則第 9 条第 2 項」に改める。